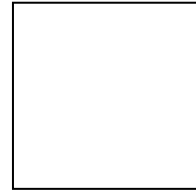


2006 年度秋学期憲法演習課題メモ

第 3 回 人権総論 (2)

学籍番号 _____ 氏名 _____



公務員の労働基本権の制限

公務員の政治活動の制限

特別権力関係論

公共の福祉

自由国家的公共の福祉 / 社会国家的公共の福祉

無効力説 / 直接効力説 / 間接効力説

国家同視説

「より制限的でない他の選ぶ手段 (LRA)」の基準

第3回 予習のポイント

1. **猿払事件**の最高裁判決を読んだうえで、国家公務員の政治活動の自由についての判例の立場をまとめよ。
2. 公務員の労働基本権について、現行法は、どのような規制を設けているか。一般職国家公務員の非現業職員・現業職員、裁判所職員、国会職員、防衛庁職員、一般職地方公務員の非現業職員・現業職員について、それぞれ、団結権、団体交渉権、団体行動権に分けて、調べよ。
3. 国家公務員法が、一般職国家公務員に対して、政治的行為を禁止し（102条1項）、これに違反した者に対して、懲戒処分を課す（82条）うえに刑罰をも科している（110条1項19号）が、このサンクションは過度であるといえるか。なお、地方公務員法には、政治的行為の禁止に対して、刑罰は設けられていない（地方公務員法36条等参照）。

4. **全農林警職法事件**（最大判昭和 48 年 4 月 25 日刑集 27 巻 4 号 547 頁）の最高裁判決を読んだうえで、国家公務員の争議行為についての判例の立場をまとめよ。

5. 憲法の名宛人はだれか。あわせて、憲法の第三者効力（私人間適用）という議論がなされる背景について、論ぜよ。

6. 憲法の第三者効力（私人間適用）をめぐる学説対立についてまとめたうえで、**三菱樹脂事件**の最高裁判決を読み、判例はどの立場に立つか、考えよ。

7. 私企業が、ある特定の思想を有する者について、明白にそのことのみを理由として採用を拒否したケースにおいて、採用を拒否された者は、当該企業に対して、どのような主張をなしうるか。また、それに対して、当該企業はどのような主張をなしうるか。それぞれ、考えよ。